福障障福第１０４４号
令和８年６月２４日

指定自立支援医療機関 様

さいたま市福祉局　障害福祉部　障害福祉課長

さいたま市心身障害者医療費支給制度の対象者
拡大に係る医療費の現物給付化について（周知）

日頃から、本市の福祉行政について御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和８年１月から、さいたま市心身障害者医療費支給制度について、下記のとおり対象者の拡大を行ったところです。
令和８年７月診療分から、対象者が窓口負担なく受診いただける「現物給付」を開始いたしますので、内容を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

記

１　対象者の拡大

新たに支給対象となる方は、**「精神障害者保健福祉手帳２級を所持し、かつ、自立支援医療（精神通院医療）を受給している方」**となります。

※医療費の支給を受けるには登録申請が必要となります。
※６５歳以上で対象となった方や、生活保護を受給している方等、一定の事由に該当する場合、医療費の支給は受けられません。
※既存の対象者（公費負担者番号が「８２」から始まる受給資格証をお持ちの方）とは支給対象となる医療費が異なります（「２　支給対象となる医療費」を参照）。

２　支給対象となる医療費

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金を支給します。

医療保険 （７割）	自立支援医療 （精神通院医療） （２割）	本制度 （１割）
	公費 21	公費 84

※ 自立支援医療（精神通院医療）が併用した医療費のみが対象。
入院費、内科・外科等の一般診療に係る通院費は対象外です。

３　令和８年７月診療分からの医療費支給方法

令和８年７月診療分以降、**現物給付**（自己負担金を徴収せずにレセプトで請求する支給方法）とし、窓口での患者負担を求めない取扱いとしてください。
医療機関窓口では、公費負担者番号が「８４」から始まる受給資格証を対象者から提示を受けてください。

＊医療機関等における注意事項＊

1　「自立支援医療（精神通院医療）受給者証」と「心身障害者医療費受給資格証」の両方を窓口で確認してください。

2　心身障害者医療費の現物給付により窓口での患者負担が無かった場合でも、**自立支援医療の自己負担上限額管理票の記入は必要です。**

3　自立支援医療（法別番号　21）を併用していない心身障害者医療（法別番号　84）　のレセプト請求は返戻となります。

＜参考＞　令和８年７月診療分からの医療費の支給方法

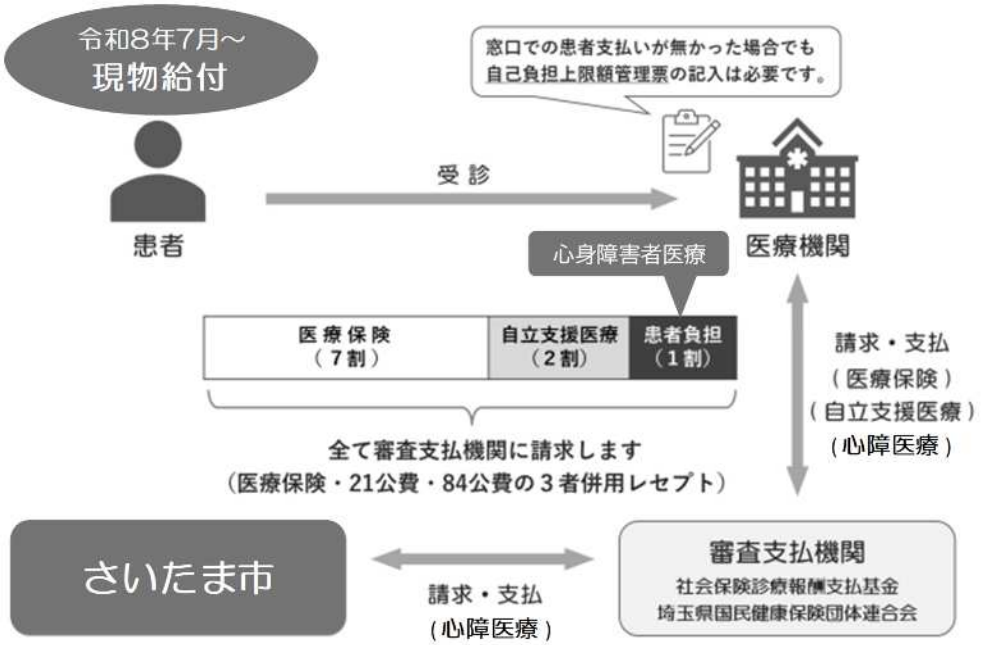

★これまで患者が支払っていた自己負担分は併用レセプトで審査支払機関へ請求します。

レセプト請求事例については、埼玉県のホームページをご確認ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0702/jyuudo-seishin.html

●さいたま市各区の公費負担番号

西	84114016	北	84114024	大宮	84114032	見沼	84114040	中央	84114057
桜	84114065	浦和	84114073	南	84114081	緑	84114099	岩槻	84114107

さいたま市ホームページもあわせてご参照ください。
https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/004/p126442.html
ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】
福祉局　障害福祉部　障害福祉課
地域生活支援係　根岸・助川・高岡
電話：048-829-1308　FAX：048-829-1981
E-mail：shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp